

山武市地域まちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域まちづくり活動を効果的に推進するため、その地域の特性や実情に合わせて、区・自治会、各種地域団体、NPO法人、ボランティア団体、事業者及び市民等（以下「市民等」という。）の様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組む地域まちづくり協議会の運営や活動に対し、補助金を交付することについて、山武市補助金等交付規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、地域まちづくり協議会とは、次に掲げる全ての要件に該当する団体をいう。

- (1) 地域課題を自ら解決することを目的とした団体であること。
- (2) 原則として市内の小中学校区を1つの単位として設立された団体であること。
- (3) 地域の将来像を考え、地域課題に計画的に取り組む、地域のまちづくりを進めていく団体であること。
- (4) 地域の総意により設立・運営されたものとして、次に掲げる全ての要件に該当する団体であること。
 - ア 市民等の自由な参画の機会が保障されていること。
 - イ 団体の運営及び活動についての情報発信・公開の取組がなされていること。
 - ウ 地域を取り巻く様々な市民等により構成されていること。
- (5) 役員を選出等が民主的な方法で行われていること。
- (6) 事業計画、予算作成及び執行並びに会計処理の透明性が確保されていること。
- (7) 設立目的、団体名称、事務所の所在地、構成員資格、組織体制、役員選出方法、団体の運営手続その他団体の活動及び運営に関する重要事項を文書化した規約等を定め、市民等に公開していること。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、地域まちづくり協議会として市長が認定した団体（以下「補助対象団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体が行う地域まちづくり活動に係る事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。
 - (1) 政治活動、宗教活動及び営利活動として行う事業
 - (2) 市が実施する他の制度による補助の対象となる事業
 - (3) 国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の補助又は委託事業
 - (4) その他市長が補助金交付の目的から適当でないと認めた事業

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。

2 補助金の額は、別表に定める補助対象経費に、それぞれ同表に定める補助率を乗じて得た額と事業に要する経費から当該事業に係る収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額とし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、山武市地域まちづくり事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に添付書類を添えて市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは山武市地域まちづくり事業補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により交付の決定を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付の決定に際して必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第 8 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた地域まちづくり協議会（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ山武市地域まちづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認める場合には、山武市地域まちづくり事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（別記第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第 9 条 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、速やかに市長に報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第 10 条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、山武市地域まちづくり事業補助金実績報告書（別記第 5 号様式）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山武市地域まちづくり事業補助金交付額確定通知書（別記第 6 号様式）により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、山武市地域まちづくり事業補助金交付請求書（別記第 7 号様式）の提出を受けた後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため市長が特に必要があると認めるときは、第 7 条の交付決定額の範囲内において概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、山武市地域まちづくり事業補助金概算払請求書（別記第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容を変更することができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業者の代表者等が法令に違反する等、補助金を交付することが適当でないと市長が判断したとき。

(5) 第 8 条による山武市地域まちづくり事業変更（中止・廃止）承認申請書の提出を受け、承認するとき。

(6) その他この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の補助金を返還させるものとする。

（補助事業の経理）

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておかなければならない。

（関係書類の保管）

第 17 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、補助金に係る会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（補則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費及び補助割合

項目	内容	補助割合
報償費	研修会等の講師謝礼、記念品等	10分の10以内 (上限200万円)
旅費	研修参加等の交通費	
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕費、光熱水費、食糧費、事業実施に必要な賄材料等	
役務費	通信運搬費、手数料、広告料、損害保険料等	
委託料	事業実施に必要な委託等	
使用料及び賃借料	駐車場使用料、会場借上料、自動車・機械類借上料等	
原材料費	石材、砂利、セメント、木材、鉄板、鉄線、苗木等	
備品購入費	事務機器、工作機械、体育用具・工具等	
負担金	会議・研修等	
その他の経費	市長が適当と認めるもの	

注 需用費の内、食糧費（弁当1食1人1,000円を上限、飲料等）は、会議、打合せ、事業等に必要なものに限り補助の対象とし、会食を目的とする飲食代は除く。